

令和5年度サロン活動推進助成事業募集要項

社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会

【事業の目的】

地域住民、ボランティア等が主体となり高齢者や子育て中の親子等の外出機会の提供および仲間づくりの場を創造することにより、孤独化を防止し、地域の福祉力を高めることを目的に、各地区のコミュニティセンターや集会所、民家等を利用し自主的に集まり、企画・運営するサロン活動団体に対し助成金を交付します。

【サロン種別及び対象者】

種 別	対象者
ふれあい・いきいきサロン (介護予防普及啓発事業)	65歳以上の方及びその支援者 (うち半数以上は65歳以上の方)
子育てサロン	子育て中の親子
コミュニティサロン	地域住民誰もが参加

上記の5人以上で組織するサロン団体であること。

老人クラブが申請されるときは必ず会員以外の方にも参加を呼び掛けること。

子ども会とは別組織とします。

【活動内容】

サロン団体は、次に掲げる活動を主体的に実施するものとします。

- (例1) お茶を飲みながらの「おしゃべり会」
- (例2) レクリエーションや歌、演奏、ゲームなど
- (例3) 小物づくりや折り紙などの制作活動
- (例4) こどもとのふれあい交流会
- (例5) 季節行事の花見等へ出かけるなど

【開催回数と時間】

月1回以上の開催・1回おおむね1時間以上開催すること。

【個人負担】

原則として、個人負担を徴収すること(食事代、材料代など)。

各自で準備できる物については、できるだけ持ち寄ること。

【申請期間】

令和5年4月3日（月）～令和5年4月28日（金）

（受付 8:30～17:15 土、日、祝を除く）

申請期間外の申込みについては、個別にご相談させていただきます。

【助成金】

1 団体につき、月額 3,000 円（年間 36,000 円以内）

【対象科目】

消耗品費、備品費、材料費、講師謝礼金、印刷製本費、交通費、通信運搬費、使用料、賃借料、会議費、食料費、保険料

※原則として食料費は対象外であるが、お茶菓子は可

※電話代は対象外であるが、切手・ハガキ代は可

【助成の対象とならないもの（例）】

①食事代（茶菓子代は可）

※食事は日常生活に欠かせないものですから、実費負担するべきものと考えます。ただし、活動の一環として調理を楽しむ場合の食材費は除きます。

②電話代、ガソリン代

※明確に活動に使用したと判断するものが難しいため、対象外とします。

③宗教的目的をもつもの

※神仏に供えるための線香代や献花代については、サロン活動本来の目的ではないため、対象外とします。

④趣味活動のために恒常的に使用するもの

※カラオケ機器、グラウンドゴルフ用品など、趣味を目的に恒常的に使用するものについては、各自で持ち寄るなどして対応してください。

⑤多額な講師謝礼

※原則として講師への謝礼金は認めていますが、講師はボランティアであることが望ましく、専門の講師などを招き多額な講師料が発生する場合には実費負担してください。なお、講師への謝礼金の目安は 1 回につき 5,000 円以内とします。

⑥備品の購入

※備品の購入については、年間 10,000 円以内を助成金の対象とします。なお、サロン活動以外に使用しないでください。

⑦他団体等への譲渡、寄付行為

※助成金を本活動以外に使用することはできません。

【申請方法】

市社会福祉協議会へ申請し、終了後は令和6年3月末日までに、実績報告書を提出すること。